

議案第25号

米原市介護保険条例の一部を改正する条例について

米原市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年2月28日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、令和元年10月からの消費税率の引上げに伴う低所得者の令和2年度分の介護保険の保険料を軽減することおよび米原市介護保険運営協議会を構成する者を追加するため、この案を提出するものである。

米原市介護保険条例の一部を改正する条例

米原市介護保険条例（平成17年米原市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「26,520円」を「21,240円」に改め、同条第3項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「26,520円」を「21,240円」に、「42,480円」を「35,400円」に改め、同条第4項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「26,520円」を「21,240円」に、「51,360円」を「49,560円」に改める。

第15条第1項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 学識経験を有する者

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の米原市介護保険条例第5条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

米原市介護保険条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,240円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,240円</u>」とあるのは、「<u>35,400円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,240円</u>」とあるのは、「<u>49,560円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(委員)</p> <p>第15条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>学識経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>被保険者を代表する者</u></p> <p>(3) <u>保健医療を代表する者</u></p> <p>(4) <u>介護の経験を有する者</u></p> <p>(5) <u>公益を代表する者</u></p> <p>(6) <u>介護サービス事業者を代表する者</u></p> <p>2 略</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>平成31年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>26,520円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>26,520円</u>」とあるのは、「<u>42,480円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>26,520円</u>」とあるのは、「<u>51,360円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(委員)</p> <p>第15条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>被保険者を代表する者</u></p> <p>(2) <u>保健医療を代表する者</u></p> <p>(3) <u>介護の経験を有する者</u></p> <p>(4) <u>公益を代表する者</u></p> <p>(5) <u>介護サービス事業者を代表する者</u></p> <p>2 略</p>	<p>・第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者に対する令和2年度の介護保険の保険料を軽減することに伴う改正</p> <p>・米原市介護保険運営協議会を構成する者の追加に伴う改正</p> <p>・第1号追加に伴う号ずれ</p>